

ければならない書類であり、債務の承認による時効の中断にも効力がある。よって、形式的に面接と納付指導をするだけでなく、保育料納付誓約書の入手を徹底すべきである。

【意見】
債務承認による時効の中断は、債権管理上極めて重要であることから、保育料納付誓約書の入手を徹底すべきである。

オ 滞納処分の実施について
保育料は、児童福祉法第56条第10項により強制徴収できる「強制徴収公債権」に該当する債権である。

児童福祉法（抜粋）
第56条
10 第1項から第3項まで又は第7項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第1項に規定する費用については国税の、第2項、第3項又は第7項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

また、こども福祉課内には、「保育料等の滞納整理」と題した担当者の実務マニュアルがあるが、徴収手続の段階として、滞納処分（口座・給与照会や差押）への移行が示されており、財産調査についても、「滞納額50万円以上、過年度からの滞納がある滞納者には、原則、銀行預金調査を行います。」と示されている。

これに代えれば、滞納額が高額にのぼる場合や過年度からの滞納がある滞納者に対しては、保育料の滞納理由の信憑性や資産背景の把握に努めるべく、銀行預金調査や給与照会等の財産調査を実施する必要があると思われるが、これまでに財産調査が行われた実績はない。また、財産調査の結果を受けて、資力があるにもかかわらず納付する意思がない悪質な滞納者に対して、財産差押を実施し強制的に徴収することには、悪質な滞納者と善良な納付者との公平性を確保する観点から、極めて有効な手段であると思われるが、これまでに、財産差押による強制徴収が行われた実績もない。

今後は、強制徴収により回収の滞納額の縮減を図るべく、また、悪質な滞納者を未然に防ぐ観点からも、債権額が少額であり回収のために要する費用に満たないと認められるケースを除き、滞納処分の実施を検討すべきである。

【意見】
保育料の滞納額の縮減を図るとともに、悪質な滞納者の発生を未然に防ぐ観点から、債権額が少額であり回収のために要する費用に満たないと認められるケースを除き、滞納処分の実施を検討すべきである。

カ 関係課との情報交換・連携について

納付意思のない悪質な滞納者は、市の数種の公金にわたって滞納するケースも考えられるため、徴収にあたっては、関係課との滞納者情報の十分な情報交換や連携・協力が極めて有効であり、前述の「滞納金徴収整理月間」の設定について（通知）においても、滞納整理事務の進め方として、「滞納者は、市の数種の歳入金にわたって滞納する例が多いので、事前に関係課と十分連携、協力を図ること。」とし、関係課との情報交換を勧めているところである。

しかしながら、現状、担当課では、情報交換や連携・協力を求める具体的な行動はない。効率的な徴収を行い、滞納額及び不納欠損処理額の縮減を図るためには、部課内における組織的な取組は勿論のこと、関係課と協力・連携し、全庁的な対応を行うことが不可欠と言える。悪質な滞納者等が滞納する保育料の管理・徴収業務の向上のため、徴収職員のスキルアップを図るよう検討する必要がある。

【意見】
悪質な滞納者等が滞納する保育料の管理・徴収業務の向上のため、徴収職員のスキルアップを図るよう検討する必要がある。

(4) 不納欠損処理
（概要）

地方自治法第236条第1項の規定により、納期限から5年を経過した保育料について、不納欠損として処理している。不納欠損とは、地方自治体が歳入として調定（歳入の所属年度、納入金額、納入義務者、納期限等を調査・決定すること）した額が何らかの理由で徴収できないまま、時効の到来等により今後も徴収の見込みが立たないことを理由に、その徴収をやむを得ず断念することをいう。5年の時効が成立すると、保育料担当者は、不納欠損となった保育料をデータ管理しておき、年度末に1年間の不納欠損を集計し、一括して不納欠損処理を行い、財政課へ報告している。

地方自治法（抜粋）

第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないうときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

①不納欠損処理額の状態

平成23年度に至る過去5年間の不納欠損処理額の推移は、表32の通りであり、毎年、約10～17百万円の不能欠損処理を行っている。

表 32 不納欠損処理の年度別状況

年 度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
処理額 (円)	10,533,750	15,996,030	16,925,290	14,432,240	14,319,860
件 数 (月)	654	1,011	1,081	873	824
5年前発生分	額 (円) 9,077,960	14,364,440	14,632,140	12,447,200	12,484,430
	件数 (月) 556	919	944	748	708
6年前発生分	額 (円) 1,423,790	1,603,590	2,249,150	1,923,740	1,731,030
	件数 (月) 95	88	130	119	107
7年前発生分	額 (円) 6,000	28,000	0	41,300	103,600
	件数 (月) 1	4	0	4	8
8年前発生分	額 (円) 26,000	0	33,600	2,200	800
	件数 (月) 2	0	6	1	1
9年前発生分	額 (円) 0	0	0	0	0
	件数 (月) 0	0	0	0	0
10年前発生分	額 (円) 0	0	10,400	17,800	0
	件数 (月) 0	0	1	1	0
内 訳					

また、平成23年度の児童者毎の不納欠損処理額は、表33の通り、152名を対象に、計14,319,860円である。

なお、児童者毎の不納欠損処理額の最高額は586,500円(県内在住・卒園)にのぼっている。

表 33 平成23年度不納欠損処理額 (金額別)

不納欠損処理額	児童者数 (人)	不納欠損処理額 (円)	児童者1人あたり 不納欠損処理額 (円)
600,000円～	0	0	0
500,000円～599,999円	2	1,086,900	543,450
400,000円～499,999円	2	946,500	473,250
300,000円～399,999円	2	721,100	360,550
200,000円～299,999円	21	5,168,130	246,101
100,000円～199,999円	21	3,328,630	158,506
～99,999円	104	3,068,600	29,506
合 計	152	14,319,860	94,210

また、不納欠損処理額の上位10先の保育所は、表34の通りである。

表 34 平成23年度不納欠損処理額 (保育所別処理額上位10先)

経営形態	保育所名	世帯数	不納欠損処理額合計 (円)
市立	A	4	1,586,900
市立	B	3	685,200
市立	C	4	625,650
市立	D	2	543,100
	E	6	534,170
	F	3	490,380
	G	2	475,950
	H	2	451,500
市立	I	4	415,400
	J	2	399,900
	合計	32	6,208,150

(監査手続)

担当課に不納欠損処理に関係する資料の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリングを行った。

(監査結果)

ア 時効中断への配慮について

前述のとおり、滞納繰越額の滞納整理は、事実上、年2回の滞納金徴収整理月間中しか行われず、また、その対象とされる債権についても、時効が近づいている滞納繰越分を後回しと比較的徴収しやすい現年度分の滞納分を含む近い年度で発生した滞納繰越分の徴収から優先的に行われている。結果として、時効が近づいた滞納繰越分への取組には至らずに、休眠させた案件がそのままの状態となっており、5年を経過して時効を迎え、不納欠損処理が行われたケースがあった。また、保育料納付誓約書が入手されることなく、滞納処分も実施されないままに5年を経過し時効を迎え、不納欠損処理が行われたケースもあった。

なお、平成23年度に実施された不納欠損処理額上位5先に対する平成23年度における取組状況等は、表35のとおりである。

表 35 平成23年度不納欠損処理額上位5先への滞納整理の取組状況

保護者	不納欠損処理額 (円)	県内		県外		過去における保育料納付誓約書の入手
		別	督促の有無	月間中における	過去における	
A	586,500	県内	無	無	無	無
B	500,400	県外	無	無	無	無
C	492,000	県内	無	無	無	無
D	454,500	県外	無	無	無	無

E	387,500	県内	有	無
---	---------	----	---	---

(上記対象者の過年度における不納欠損処理の実施状況及び滞納繰越額)

- A：平成23年度における不納欠損処理のほか、平成20年度、平成21年度及び平成22年度に
おいても、それぞれ183,400円、433,750円、543,500円の不納欠損処理が実施されており、
これらの不納欠損処理の合計額は1,747,150円にのぼる。
- さらに、平成23年度における不納欠損処理後の滞納繰越額は、未だ1,009,850円にの
ぼっている。
- B：平成23年度における不納欠損処理後の滞納繰越額は、未だ327,000円である。
- C：平成23年度における不納欠損処理のほか、平成22年度に333,000円の不納欠損処理が実
施されており、これらの不納欠損処理の合計額は825,000円にのぼる。
- さらに、平成23年度における不納欠損処理後の滞納繰越額は、未だ479,400円にのぼ
っている。
- D：平成23年度における不納欠損処理後の滞納繰越額は、91,500円である。
- E：平成23年度における不納欠損処理のほか、平成22年度に42,400円の不納欠損処理が
実施されており、これらの不納欠損処理の合計額は、429,900円にのぼる。なお、平成
23年度における不納欠損処理後の滞納繰越額は、ない。

これらの案件のように、面談や電話等による催告などの徴収努力やその記録化が十分に尽くさ
れないまま、時効を迎えて不納欠損として処理されていると思われる案件が散見される。

保育料は公的債権であることから、安易に時効の完成を待って不納欠損処理を行うことで滞納
繰越額を縮減させるような債権管理は到底許されるものではない。とくに、保育料納付誓約書を
提出し、一部ずつでも納付しようとしている滞納者が時効にならず、全く支払う意思のない悪質
な滞納者が時効となり支払を免れるということでは、善良なる納付者との間で著しく不公正な取
扱となる。滞納処分の可能性を示しながら、時効の中断等適正な手続きを履行すべきである。

イ 時効の認識誤りについて

前述のとおり、分割納付の場合は保育料納付誓約書の提出を受けるとしてしているが、この保
育料納付誓約書の提出によって、民法第147条第3号の金銭債権の消滅時効の中断事由で
ある「債務の承認」が行われることとなる。保育料納付誓約書の提出を受け、あるいは分割納付
による一部納付があった場合、債務の承認による時効の中断が行われることになるが、当該滞納
者に対しても、不納欠損処理を実施している事例が見受けられたことから、どのような場合に時
効が成立するのかが十分に検討する必要がある。

ウ 一部納付の時効の取扱いについて

保育料納付誓約書の提出を受けていない滞納額については、債務が一本化されていないため、
督促によって時効が中断するものの、発生した月別に督促を行っていることから、時効は発生し
た月別に順次到来することになる。よって、保育料納付誓約書を提出していない滞納者から一部
納付があった場合には、滞納額全額に対してではなく、充たされる対象月の保育料に対してのみ

債務の承認が行われたという取扱になっっている。
発生月別の債権はそれぞれ独立した債権とみなされるのはやむを得ないにしても、滞納整理に
あたっては、滞納繰越分も含めて債務承認を求めると、適正な手続きを実施すべきである。

【指前事項】
保育料の滞納整理にあたっては、滞納繰越分も含めて債務承認を求めると、適正な手続きを実
施すべきである。

7 児童館【児童福祉法第40条】

児童館は児童福祉法に基づき児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにする目的で設置されているもので、現在31館ある。

表36 市立児童館概要

No.	種類	施設名	電話番号	所在地	館長名	開館年月日	建物面積	構造(併設施設)
1	児童館	二塚児童館	269-0272	北寮町西98	大姿 満男	平5.11.1	165.42	鉄筋・2(公民館)
2	小児童館	芳若児童館	222-7477	芳若2丁目3-29	虎井 勝	昭41.4.1	240.00	鉄筋・2()
3	児童館	馬場児童館	253-1255	東山3丁目29-22	中西満彦子	45.4.1	206.54	鉄筋・3(保育園)
4	児童館	大野町児童館	269-1277	大野町1丁目8-5	松金 明栄	46.2.1	240.72	鉄筋・2(公民館)
5	児童館	平和町児童館	241-4651	平和町2丁目8-7	大野木潤子	48.4.1	191.25	鉄筋・3(児童館)
6	児童館	材木児童館	229-7765	材木町13-11	野村 祐治	51.4.1	198.15	鉄筋・2(公民館)
7	児童館	長田町児童館	235-2180	長田1丁目5-50	島田 重之	平7.4.1	191.98	鉄筋・3()
8	児童センター	長町児童館	235-9221	長町2丁目2-16	石田 正俊	昭40.1.4	298.22	鉄筋・2()
9	児童館	花園児童館	258-0028	今町チ41	古村 吉照	43.7.1	299.18	鉄筋・2()
10	児童館	大森児童館	269-2633	畝田中2丁目234	小浦 弘義	49.4.1	304.78	木・瓦・2(集会所)
11	児童館	小坂児童館	251-6055	小坂町北312	樺田 正二	50.4.1	309.90	鉄筋・3(公民館 老人の家)
12	児童館	米丸児童館	291-5635	開明町2丁目946	川元 博	51.4.1	529.20	鉄筋・2
13	児童館	富樫児童館	249-4252	山科1丁目6-8	開敷 一雄	53.4.1	371.10	鉄筋・2(公民館)
14	児童館	小立野児童館	239-1780	小立野4丁目7-51	能登 大一	54.4.1	297.863	鉄筋・3(公民館 老人センター)
15	児童館	中村児童館	247-4456	中村町10-35	小松 勉	54.4.1	299.38	鉄筋・2(公民館)
16	児童館	栗崎児童館	237-5837	栗崎町1丁目3	高村 昭次	55.4.1	408.2612	鉄筋・2(公民館 老人の家)
17	児童館	鞍月児童館	237-9957	南保町口133-2	藤巻 公三	56.4.1	299.62	鉄筋・2(公民館 老人の家)
18	児童館	鳳堂児童館	221-1518	彦三町2丁目10-5	大村 昭男	57.4.1	299.20	鉄筋・3()
19	児童館	金石児童館	269-1125	金石西4丁目5-30	中嶋 吉守	58.4.1	299.462	鉄筋・2(公民館 市民センター)
20	児童館	安原児童館	249-9930	福地町北1067	村上 弘子	59.4.1	307.66	鉄筋・2(公民館)
21	児童館	森山児童館	251-6332	森山2丁目11-13	衛道 利之	59.4.1	299.79	鉄筋・3(老人の家)
22	児童館	弥生児童館	249-5588	弥生1丁目29-13	山本 悦子	61.4.1	299.275	鉄筋・3()
23	児童館	新神田児童館	291-4496	新神田1丁目1-18	上渡 彦治	62.4.1	299.238	鉄筋・3()
24	児童館	浅野町児童館	252-5664	浅野本町2丁目13-12	出戸 真流	63.4.1	299.931	鉄筋・2(公民館 集会所)
25	児童館	三和児童館	249-2908	上丸屋4丁目82	東 勝美	平2.4.1	299.56	鉄筋・2(公民館 市民センター)
26	児童館	押野児童館	247-3220	八日市2丁目464	宇野 勝次	6.4.1	329.768	鉄筋・2
27	児童館	千坂児童館	258-9969	千水1丁目235	元木 和明	6.4.1	382.94	鉄筋・2
28	児童館	扇台児童館	299-1180	扇台1丁目29-1	川上 利昭	9.4.1	299.99	鉄筋・2(公民館)
29	児童館	杜の里児童館	222-7759	若松町3-281	大滝 捷一	13.4.1	363.27	鉄筋・2
30	児童館	西橋部児童館	240-9878	八日市出町815	小林 昭通	16.4.1	370.17	鉄筋・2
31	児童センター	城北児童館	251-0444	小坂町西8-11	嶋口 伸正	昭56.5.4	2,509.81	鉄筋・2

(1) 親子ふれあい相談事業

①かんがるー親子教室(平成23年度予算 1,215千円)
2歳児とその保護者を対象とし、遊びを通して親子の交流を深め、また、育児の知恵を交換し、健やかな子どもを育てる連帯意識の高揚を図る。

実施場所 城北児童館、地区児童館(30館)、松ヶ枝福祉館、教育プラザ富樫
実施回数 計33ヶ所
定員 年間30回
各15~20組程度

②かがるも親子教室(平成23年度予算 1,310千円)

1歳(後半)児とその保護者を対象に遊びを通して親子のふれあいを深め、また、育児不安を抱える母親の仲間づくりや情報交換の場を提供する。

実施場所 城北児童館、松ヶ枝福祉館、教育プラザ富樫、泉野福祉健康センター、駅西福祉健康センター、元町福祉健康センター
計6ヶ所

実施回数 春季コース、秋季コース、冬季コース(各5回)
定員 各20組程度

(2) 城北児童館の事業

①クラブ活動(平成23年度予算 1,643千円)

主に小学生を対象に放課後、学校で体得できないような健全な遊びを子どもたちに与え、心身の健康増進および情操を豊かにする。

表37 城北児童館クラブ活動一覧(平成23年度)

クラブ名	対象	定員	クラブ名	対象	定員	クラブ名	対象	定員
絵画	小1~小3年	20名	紙さびく	小1~小3年	20名	お茶	小3~小6年	10名
やきもの	小4~小6年	20名	科学A	小1~小2年	20名	科学B	小3~小4年	20名
花あそび	小3~小6年	10名	卓球	小4~小6年	10名	親子やきもの	小1~小3年と その保護者	10組
劇あそび	小2~高校生	10名						

②年間行事

季節行事……城北わんぱくランド、いも苗植、七夕ファンタジー、おぼけ大会、サマーわくわくランド、芋掘り体験と焼き芋会、もちつき大会、クリスマスファンタジー、旗源平・むかしの遊び、節分豆まき会、ひなまつりファンタジー、春・夏・冬休み映画ランド等

体育行事……ニュースポーツ体験、レッツ・チャレンジ!トランポリン

家族行事……親子木工教室、親子管絃楽器体験教室、親子紙細工教室、

(3世代) 続ける卓球大会、やきもの・ヨガ・アート・水引・ナプキンデコ等体験教室

③月行事……映画ランド、金沢おもちゃ病院、工作ランド、てけてけプー等

④日行事……おはなしランド、子育てサロン、つくってあそぼう!、リズムあそび

(監査手続)
備品台帳に記載されている備品のうち、3点について現物確認を行った。
(監査結果)
特記事項なし。

8 金沢市教育プラザ富樫

(1) 施設概要

①所在地 金沢市富樫3丁目10番1号
②敷地面積 18,836.10㎡
③建物 鉄筋コンクリート造

延床面積	12,328.47㎡
地上	延床面積
4F	3,504.59㎡
3F	2,386.20㎡
2F	1,368.13㎡
1F	704.57㎡
地下	1,945.04㎡
4F	876.26㎡
3F	1,543.68㎡
2F	
2F	
2F	

④施設内容 ()内は定員

1号館 1F 子ども情報室、スタジオA・B
2F 121・122研修室(150)、123研修室(80)
3F 131研修室(60)、適応指導教室
4F 総合相談窓口、相談室5
2号館 1F 211研修室(30)、212研修室(40)、213研修室(16)、ボランティア活動室(8)
2F 221研修室(20)、講師控室1～3、総合事務室
3F 教育情報支援室、コンピューター研修室(32)、マルチメディアルーム
3号館 1F 幼児相談室、子育て情報案内ルーム、子育て広場「ぞう」
2F 321研修室(60)、子育て広場「こあら」、活動交流室「りす」(20)
親子ふれあい館 調理実習室(16)、ファミリーサポートセンター
5号館 児童相談所
6号館 一時保護所
体育館 *18時～21時は一般利用(有料)

(2) 開館日時

年末年始(12月29日～1月3日)を除き無休
午前9時～午後9時(子どものみでの利用は午後6時まで)

(3) 地域教育センター

・教育プラザの施設全体の管理運営を行うほか、地域全体で子どもを育むために、子育て支援団体等、子どもの健全育成活動団体の支援を行う。
・子どもがのびのびと利用し活動できる環境として、こども情報室、スタジオA・B、体育館等を「遊び場・学びの場」として開放し、また各種行事や子ども教室を開催し、体験・交流を通じた育成を図る。
・学習教材ライブラリー所蔵の視聴覚教材・機材を学校・保育所・幼稚園・公民館等に貸出する。
・各地区の地域子ども指導員とセンターの補導員が連携し、地域の子どもの健全育成と非行防止のため活動する。

①施設利用

市内の子ども健全育成団体(育児サークル、保護者会、障害児支援団体、学童保育指導員会、児童館厚生員、NPO等)や、教職員・保育職員の研究グループ等の活動場所として研修室等を提供し、活動の支援を行う。

表38 施設利用者の推移 (単位:人)

利用者区分	H21年度	H22年度	H23年度
①育児サークル・市民グループ	80,804	82,615	73,997
②子育て広場	43,155	49,604	49,187
③相談	10,055	11,833	13,949
④子どもの活動	9,497	10,335	8,571
⑤教職員・保育職員研修	24,294	24,120	26,472
⑥体育館(9～18時利用)	31,779	25,335	23,562
利用者合計(①～⑥)	199,584	203,842	195,738
一日の平均利用人数	555.9	567.8	545.2

②子ども教室・親子教室

文化庁の伝統文化委嘱事業等による子どもための連続講座を開催する。
平成23年度開講:将棋こども教室、きもの着装礼法子ども教室、親子で学ぶふ心の花教室

③わいわいバザール

毎月1回第3日曜日、教育プラザ利用者団体の相互交流を目的として敷地内の芝生広場で開催する。子育て支援団体等が出店、出演する。

④学習教材ライブラリー

視聴覚機材・教材等の小中学校、保育所、幼稚園、公民館等への貸出を行う。

ライブラーの映像教材を活用し、月に1回程度、子ども映画会を開催。

表 39 学習教材貸出状況 (平成23年度)

施設名	教材			その他 (スライド等)
	16mm 映画 (本)	ビデオ (本)	その他 (スライド等)	
幼稚園・保育所	93	21	4	
小学校	0	49	0	
中学校	0	70	5	
その他学校	0	6	0	
公民館	28	3	6	
児童館	37	0	0	
その他団体	35	3	8	
計	193	152	23	

表 40 視聴覚機材貸出状況 (平成23年度) () は館内貸出数

施設名	教材							計
	プロジェクタ	16mm 映写機	スライド 映写機	スクリーン	パソコン	その他		
幼稚園・保育所	31	31	1	19 (1)	3	2	87 (1)	
小学校	2	0	0	0	0	0	2	
中学校	9	0	0	0	7	10 (2)	26 (2)	
その他学校	0	0	0	0	0	0	0	
公民館	24 (2)	6	0	5	3 (1)	2	40 (3)	
児童館	2	14	0	2	0	0	18	
その他団体	15 (212)	1 (11)	1 (2)	3 (86)	83 (474)	7 (612)	110 (1,397)	
計	83 (214)	52 (11)	2 (2)	29 (87)	96 (475)	21 (614)	283 (1,403)	

(4) 研修相談センター

○研修グループ

教職員や保育職員の資質・能力の向上を図るための研修と研究支援を行う。
関係部署との連携を深め、相互連携研修を展開する。

①基本方針

金沢市は「金沢子ども条例」を策定し「金沢子どもを育む行動計画」に基づき、学校教育金沢モデルの実施等独自の教育改革を推進してきている。研修部門では、次代を担う子どもにも深くかわかる人材育成の観点から、今日的な課題や研修ニーズの把握に努め、職員の資質・能力の向上に一層努める。

ア 学校力・保育力向上につながる研修の設定と展開を図る
イ 一人一人に確かな実践的指導力が身につく研修をすすめる
ウ 金沢市の教育重点施策実現に向けた研修をすすめる
エ 職員の主体的な研修・研究活動を支援する

②事業概要

ア 教職員研修

経年研修、職能研修、専門研修、特別研修を組織し、体系的に研修を実施している。
今日的な教育課題に即応するため、若手教職員、中堅教職員育成のための講座、特別支援教育関係講座、実践力向上講座、人間関係づくりのための講座、校長の学校経営力をフォローアップする出前講座等を企画し、ワークショップ形式等の参加型研修を実施し、より一層指導力を高める。

イ 保育職員研修

子育て支援、乳幼児保育、幼保小連携研修、統合保育、保健衛生、栄養の各分野の専門的研修を実施するとともに、幼稚園・保育所の一体的な研修を行う。

ウ 合同研修

幼稚園・保育所、小中学校教員が発達障害等の共通のテーマで合同研修を実施する。

オ 自主研究

教育情報支援室に教科書、教育図書、教育専門誌、県内外の研究紀要等を収集・所蔵し、教職員の授業計画や学習指導等の相談に応じるほか、教職員・保育職員・保護者の自主研究を奨励するとともに、活動を支援する。

○教育相談グループ

①基本方針

近年、学校においては不登校児童生徒の増加、いじめ、社会的不適応、発達障害等相談内容が多様化・複雑化している。それらに対応するため、学校教育現場との連携を強化し、専門的教育相談や特別支援教育の一層の充実を図り、児童生徒、教職員、保護者等の相談や支援が適切に行われることを目指している。

②事業内容

ア 面接相談事業

教職員や保護者を対象に、主に学校生活での不適応、発達にかかわる問題や就学、不登校等について、心理士や指導主事等の教育プラザ発達研修相談センター相談員が継続的に相談に応じる。

イ 巡回専門相談事業

集団活動場面での児童生徒の不適応、発達障害等への支援の充実を図るため、専門的知識・経

験を有する巡回専門相談員が小学校、中学校への巡回を行い、児童生徒の行動特徴等の把握を行
いながら、教職員や保護者等への支援を行う。

ウ 専門相談事業

各分野の専門家、乳幼児や児童生徒及びその保護者、また、それらの子どもたちの保育や教
育に携わる保育士、教職員等からの相談に応じ、共に支援のあり方を考える。

エ 発達障害支援チームのスキルアップ

昨年度発足した、教育プラザ富樫の発達支援チームのスキルアップを図り、発達障害の子どもたちへのより適切な支援を行うとともに、相談体
制の充実を図る。

オ 適応指導教室事業

適応指導教室「そたち」では、「富樫」、「此花」の2教室において、市内に在住する小中学
校の不登校児童生徒を対象に、社会的自立及び学校復帰を目標に、学習支援や対人関係を築く支
援を行う。

③教育相談状況(平成23年度)

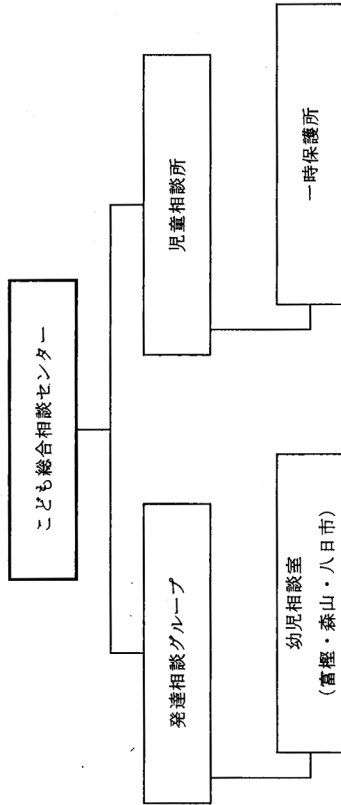
区 分	件数(件)
相談受理件数	551
内 未 就 学	66
小 学 生	291
中 学 生	188
高 校 生	6

相談種別(平成23年度)

区 分	相談回数等(回)	延べ人数等(人)
巡 回 専 門 相 談	106	322
巡 回 専 門 相 談 (統 合 保 育)	200	691
幼 児 相 談 室	登録336人	4,454回
一 般	-	1,350件
電 話 相 談 い じ め	-	60件
こ ども 専 用	-	124件

(5) こども総合相談センター

こども総合相談センターは、子どもや家庭に関するさまざまな相談ニーズに迅速・的確に対応
するため、中核市として全国に先駆けて児童相談所を設置するなど相談窓口の専門性の強化と一
元化を図り、教育プラザ富樫に設置している。



①発達相談グループ

ア 主な事業

- i 巡回専門相談
 - 小児科医、精神科医、臨床心理士、言語聴覚士等の専門家が保育所・幼稚園等に出向いて
相談に応じる。
- ii 統合保育相談事業
 - 発達に遅れや障害を有する児童に対し、専門の指導員等が、保育所(園)での状態を観察
し、担当保育士や保護者等の相談に応じる。
- iii 電話相談・こども専用相談ダイヤル・いじめ相談電話
 - 一般の電話相談のほか、こども専用の相談電話を設け、センターの相談員等が電話での相
談に応じる。
- iv 幼児相談室
 - 「富樫」、「森山」、「八日市」の3相談室で、発達が心配される児童を対象に、親子の楽し
い遊びを通して、保育士が、子育てや発達の悩みについて、保護者の相談に応じる。

イ 相談状況(平成23年度)

区 分	件数(件)
相談受理件数	536
内 訳	
未就学	520
小学生	16
中学生	0

ネグレクト(養育放棄)	93
性的虐待	2
計	304

ウ 一時保護の状況(平成23年度)

施設区分	人数(人)
一時保護所	142
その他の施設(乳児院等)	21
計	163

エ 児童福祉施設入所措置状況(H24.4.1現在)

施設区分	人数(人)
児童養護施設等	135
障害児施設	14
里親	10
計	159

(6) 施設使用方法(地域教育センター体育館以外)
 金沢市教育プラザ富樫は、館内にある以下の施設を団体登録したグループに無料で貸し出して
 いる。ただし、子どもの健全な育成を図るための活動に限定されており、多くの市民団体などが
 使用している。

館	階	部屋	定員	用途	時間
1号館	1 F	スタジオA	20	体操等の実技	9:00~ 21:00
		スタジオB	20	音楽等の実技	
	2 F	121-122 研修室	150	研修、会議、講演、 交流会	
3 F	123 研修室	80			
	131 研修室	60			
	211 研修室	30			
2号館	1 F	212 研修室	40		
		213 研修室	16		
		ボランティア活動室	8		
	2 F	221 研修室	20		
3号館	2 F	321 研修室	60	乳幼児と保護者の 実習、交流会	9:00~ 17:00
		活動交流室りす	20		
親子ふれあい館	1 F	調理実習室	16	調理実習	

相談種別	相談回数等(回)	延べ人数等(人)
面接相談	5,065	6,388
巡回専門相談	192	716
専門相談	111	237
通称指導教室そだち	登録46人	2,565

②児童相談所

ア 主な事業

- i 児童福祉法に基づく児童相談所業務
 児童虐待相談や非行相談等、子どもやその家庭に関するさまざまな相談、施設入所や里親
 への委託、障害程度の判定、児童の一時保護等を行う。
- ii 青少年相談業務
 義務教育終了後から概ね20歳までの青少年を対象とした相談に応じる。
- iii メンタルフレンド派遣事業
 引きこもり等の子どもや家庭等に、学生等のボランティア(メンタルフレンド)を派遣し、
 会話やスポーツなどのふれあいを通して子どもや家庭の向上を図る。

イ 相談状況(平成23年度)

受付件数・受理件数

相談	相談種別	件数(件)	
内訳	相談	1,282	
	受理	児童虐待	304
		その他	189
	件数	養護相談計	493
		保健相談	0
	非行	被害相談	352
		育成相談	52
	その他	相談	90
		その他	0
	相談受理計		987
施設入所中児童の相談受理件数		242	
相談継続中の通告等再受理件数		53	

児童虐待相談の種別

虐待種別	件数(件)
心理的虐待	107
身体的虐待	102

(7) 施設使用方法 (地域教育センター体育館)

教育プラザ富樫の体育館は、毎日9時から18時まで子ども専用の遊び場として使用できる施設となっている。「子育て広場」は、未就学児の親子連れに開放されており、子育てサークルでも使用できる。「遊び場開放」は、平日の放課後15時から18時までの間と、土日祝日等の9時から18時までが子ども(未就学児、小学生及び中学生)の自由な遊び場として開放されており、子どもなら誰でも自由に使用できることになっている。18時以降は「一般使用」となっており、団体又は個人に有料で貸し出されている。この時間帯には、子どもだけの使用はできない。

時間帯	月・水・金	火・木	土・日・祝 夏休み等
9～12時	子育て広場		
13～15時	子育て広場	遊び場開放	
15～18時		遊び場開放	
18～21時		一般使用	

一般使用の時間帯においては、主として室内競技に関する団体が使用しており、同じ団体は週に1日だけの使用と制限されている。これは、教育プラザ事業以外の施設使用という位置づけであり、金沢市教育プラザ富樫条例には以下のように記載されている。

金沢市教育プラザ富樫条例 (抜粋)

(事業以外の施設使用)

第5条 金沢市教育委員会 (以下、「教育委員会」という。) は、教育プラザの事業に支障がない限りにおいて、地域教育センターの体育館 (以下「体育館」という。) を当該事業の実施に係る者以外の者に使用させることができる。

2 前項の規定により体育館を使用させることができる時間 (以下「使用時間」という。) は午後6時から午後9時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の承認)

第6条 前条の規定により体育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の使用の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

遊び場開放及び子育て広場の時間に関しては、教育プラザ事業としての位置づけであり、設置目的に合致する事業として実施されているわけである。この遊び場開放のような事業をはじめ、その施設使用全般に対しては金沢市教育プラザ富樫条例施行規則に以下のような規定がある。

金沢市教育プラザ富樫条例施行規則 (抜粋)

(入所の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると思われる者
- (2) 教育プラザの施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(監査手続)

教育プラザ富樫の利用状況について担当課へヒアリングするとともに、関係帳簿の確認及び備品台帳に記載されている備品のうち1点について現物確認を行った。

(監査結果)

① 体育館の適正な使用について

体育館を団体が使用できるのは、18時以降の時間帯のみである。また、使用できる団体は、応募者の中から抽選で選ばれており、市民の使用に関する公平性が担保されている。18時以前については、あくまで遊び場を子どもたちに開放しているわけであり、ここが実質的に団体使用されているということであれば問題である。ましてや、金沢の冬期は天候が悪く、体育館のような屋内施設は子どもの遊び場としては重要である。

監査人が、休日に体育館の往査を行ったところ、いわゆる日中の「遊び場開放」の時間帯において、団体使用と思われる状況が確認された。そのため、当日の利用者リストから特定の団体に所属していると思われる使用者を拾い出し、当該団体に関する平成23年度の実績の調査を依頼した。その結果、遊び場開放の時間帯 (個人使用の時間帯) にも関わらず、団体として使用している実態が浮き彫りとなった (表41)。なお、遊び場開放の時間帯に当該団体が使用していた時間帯は、日により差異はあるが、おおむね平日では16時から18時、休日では9時から14時となっており、平日夜間の「一般使用」の時間帯を引き続き使用している日数が69日となっていた。

表41 地域教育センター体育館における、ある団体の団体使用状況 (平成23年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日数	16	14	20	16	10	21	14	18	10	11	13	13	176
うち連続	9	6	9	8	1	11	8	9	5	1	0	2	69

(注)「日数」とは、「遊び場開放」の時間帯において、団体使用の実績が認められた日数。

(注)「うち連続」とは、当該団体が引き続き夜間の「一般使用」をしたと認められた日数。

この結果をみると、本来、個人使用しかできない日中に、年間176日も特定の団体が使用しており、ほぼ常態化していると言っても過言ではない。この団体は、あくまで個人の使用だと主張しており、教育プラザは再三、他の子どもの妨げとなる使用方法は自粛するよう注意喚起を行っているようであるが、議論は平行線をたどっているのが現状である。

一般使用が抽選・有料であることに鑑みると、遊び場開放の時間帯において、このような体育館の使用方法が常態化している実態は、公平性の観点からも著しく問題である。そもそも、教育プラザ富樫は、その目的にもあるように、子どもの健全な育成を推進するための施設である。市民である団体代表者も教育プラザ富樫の管理者である金沢市も、規則を順守することの大切さを子どもに伝えられるよう、施設の適正な使用を確保すべきである。

【意見】
 地域教育センター体育館については、子どもの健全な育成が図れるよう、適正な使用を確保すべきである。

②備品
 特記事項なし。

9 子どもふれあい入浴サービス

公衆浴場での様々な年齢の子どもの交流や世代間交流を推進するため、子どもふれあい入浴サービスを設定している。毎月第1日曜日に、小学生以下の子どもたちに石川県公衆浴場業生活衛生同業組合加盟店の市内32カ所の銭湯が無料開放される。子どもふれあい入浴サービスにかかると同組合との平成22年度の契約書では、同組合への支払額は、利用人数にかかわらず定額で2,893千円となっている。

(監査結果)

(1) 契約金額の検討について

平成22年度は5,939人の利用であったことから、1人あたりに換算すると487円の入浴料を金沢市が支払っていることとなる。石川県公衆浴場業生活衛生同業組合の通常の入浴料は、中人(6歳以上12歳未満)が130円、小人(6歳未満)が50円であることからすると、通常入浴料の3倍以上の357円~437円の負担額を金沢市は支払っていると言える(表42)。

表42 平成22年度における石川県公衆浴場業生活衛生同業組合との委託契約

委託料 ①	2,893,000 円
延べ利用者数 ②	5,939 人
1人あたり単価 ①/②	487 円

(参考)

石川県公衆浴場業生活衛生同業組合加盟店の利用料

中人(6歳以上12歳未満)	130 円
小人(6歳未満)	50 円

契約委託料には公衆浴場への謝礼、印刷製本費、広告費が含まれている。平成24年度委託契約

では委託料の内訳は表43のとおりである。

表43 平成24年度における石川県公衆浴場業生活衛生同業組合との委託契約

項目	金額	積算等
① 各公衆浴場への謝礼	2,088,000 円	6,000 円×12ヶ月×29浴場=2,088,000 円
② 印刷製本費	189,000 円	500 部×360 円×1.05=189,000 円
③ 広告費	400,000 円	前年度実績より
委託料合計	2,677,000 円	

上記①の各公衆浴場への謝礼は、1浴場あたり72,000円となっているが、これは年間12回開催されており1回あたり6,000円という計算である。6,000円という単価の妥当性について、担当課は、「公衆浴場に、利用料以下で利用させるという負担をさせることはできないため、利用者が最大の日をベースにしている」と回答した。

平成23年度内で利用者が最大であったのは、A浴場のとある1日であり、利用者は下表44のとおり中人28人、小人15人であった。これを当日の正規料金に換算すると合計4,390円となり、最大であっても6,000円という負担額には達していない。

表44 平成23年度内の最大利用実績及び正規料金への換算

A浴場	利用実績 ①	正規料金単価 ②	金額 ①×②
中人(6歳から12歳)	28人	130円	3,640円
小人(6歳未満)	15人	50円	750円
合計			4,390円

また、平成23年度内で利用者が最少であったのは、B浴場のとある1日であり、利用者は下表45のとおり中人3人、小人3人であった。同様に換算すると540円の利用料に対し、6,000円を支払っている計算となる。

表45 平成23年度内の最少利用実績及び正規料金への換算

B浴場	利用実績 ①	正規料金単価 ②	金額 ①×②
中人(6歳から12歳)	3人	130円	390円
小人(6歳未満)	3人	50円	150円
合計			540円

さらに、委託契約(表43参照)に含まれる印刷製本費、広告費についても領収書等により実際に行くからかかったかの確認は行われていない。

これらのことから、利用者1人あたりについての負担額が通常の入浴料に比べかなり高くなっ

ているにもかかわらず、金沢市として契約金額についての妥当性が十分に検証されていない。

(2) 利用状況の把握について

表46 子どもふれあい入浴デー事業とふれあい入浴補助事業との比較

事業名	対象	金沢市の費用負担		利用者の把握
		12歳未満	定額制	
子どもふれあい入浴デー	12歳未満	年間2,677,000円	定額制	公衆浴場による利用者数の自己申告
ふれあい入浴補助	65歳以上	1回あたり320円	従量制	入浴補助券に利用者が氏名を記載

子どもふれあい入浴デー事業の利用者数については、石川県公衆浴場業生活衛生同業組合からの自己申告となっており、金沢市に対して利用者氏名等の報告は行われていない。一方、65歳以上の高齢者を対象とした「ふれあい入浴補助事業」については、「ふれあい入浴補助券」を発行し、利用者名が記載された利用券を石川県公衆浴場業生活衛生同業組合より回収し、利用状況の確認を行っている。

高齢者を対象としたふれあい入浴補助事業では、金沢市は利用者数に応じて負担するいわゆる「従量制」であるのに対し、子どもふれあい入浴デー事業は利用者数にかかわらず一定額を支払ういわゆる「定額制」となっている。従量制の場合は、人数により金沢市の負担額が変動するたため利用者数の正確な把握が重要であるが、定額制の場合は、利用者数の把握は厳密に行わなくてよいという考え方もある。しかし、定額制であっても、本来、想定人数と単価より委託料の予定額を計算し、その後想定人数と実際の利用者数を比較し、かい離がある場合は委託料の改訂を行うべきである。適正な委託料の設定を行うためには、現状の公衆浴場の自己申告による利用者数の把握について、自己申告に留まらない利用者数の正確な把握を行う方法を検討する必要がある。また、本来想定する人数の利用がないのであれば、事業の有効性の観点から、事業自体の継続の必要性についても検討しなければならない。

(3) 事業実施状況の把握と評価について

石川県公衆浴場業生活衛生同業組合との委託契約において、業務内容として下表47の事項が定められている。

表47 委託事業の業務内容

委託事業内容
① 事業の広報活動。
② 事業の開催及び運営。
③ 事業開催にあたり、児童に対し、世代間交流の推進、社会的マナーの指導及び季節に応じた生活文化の紹介を実施する。
④ その他「子どもふれあい入浴事業」運営に関すること。

この委託業務については、実施報告書で報告が行われている。報告内容は、利用者調べ、実施に関する広報チラシ、収支決算書となっており、特に「③事業開催にあたり、児童に対し、世代間交流の推進、社会的マナーの指導及び季節に応じた生活文化の紹介を実施する。」については、どのような内容の業務が実施されたかが明らかにされていない。また、金沢市としては上記③のような当該事業の目的があるにもかかわらず、どのような業務が行われたかを把握し、事業の実施による効果を評価していない。

(4) 子どもふれあい入浴デー事業の抜本的見直しについて

前述のとおり、利用者1人あたりについての負担額が通常の入浴料に比べかなり高くなってきているにもかかわらず契約金額の妥当性を十分検討しておらず、また、利用状況の正確な把握、事業実施状況の把握と評価も行われていない。

市の事業として行う以上、委託者からの報告に基づく利用者数の把握や金額の形式的なチェックのみでなく、事業の目的に照らし適正な運用がなされているか、目的が達成されているか、また、時代の変化とともに利用実態が変化していないか等の評価を行うことが必要である。

一方、利用状況の正確な把握のため、たとえば高齢者を対象としたふれあい入浴補助事業と同様な補助券による管理を行っていく場合、補助券の発行・回収・在庫管理が必要となり相当の管理コストが必要となってくる。そもそも、業務内容に掲げられている「世代間交流の推進、社会的マナーの指導及び季節に応じた生活文化の紹介」については公衆浴場でしか実施できないものではない。また、金沢市では高齢者に対しても「福祉の増進および一般公衆浴場施設の活性化を図る」目的で「ふれあい入浴補助券」事業を行っている。現状の委託料の妥当性を考慮しつつ事業実施の効果、管理コストも考慮し、事業を見直す必要がある。

【意見】

子どもふれあい入浴デー事業については、現状の委託料の妥当性を考慮しつつ、事業実施の効果、管理コストも考慮し、事業を見直す必要がある。

第3章 各論2【高齢社会対策】

1 介護保険事業

(1) 制度概要

①保険加入者

65歳以上の方(第1号被保険者)および40歳から64歳までの医療保険に加入している方(第2号被保険者)

②給付の対象となる場合

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)または、要介護状態にならないように支援が必要な状態(要支援状態)になったとき(ただし、第2号被保険者の場合、初期認知症、脳血管疾患など特定疾病が原因とされる病気により介護等が必要になったときのみ)

③利用料

利用料は、原則としてかかった費用の1割(ただし、在宅サービスは、要介護度ごとの利用限度額の範囲内で利用できる。)施設サービスとショートステイは、1割の利用料のほか食費と居住費の負担もある。

④保険料

表48 介護保険料の概要

第1号被保険者	第2号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ・保険料は市町村が設定 ・所得に応じた保険料(9段階区分) ・原則年齢・退職年金や遺族年金・障害年金から天引きにより徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の計算方法や金額は加入している医療保険によって異なり、医療保険料と一括して納入する。

表49 介護保険サービスの種類

在宅サービス	施設サービス
訪問サービス ◇訪問介護(ホームヘルプサービス) ◇訪問入浴介護 ◇訪問看護 ◇訪問リハビリテーション ◇居宅療養管理指導 通所サービス ◇通所介護(デイサービス) ◇通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所サービス(ショートステイ) ◇短期入所生活介護 ◇短期入所療養介護 その他 ◇特定施設入居者生活介護 ◇福祉用具貸与 ◇福祉用具購入 ◇住宅改修	◆介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ◆介護老人保健施設(老人保健施設) ◆介護療養型医療施設 地域密着型サービス ◇認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者のグループホーム) ◇認知症対応型通所介護 ◆地域密着型介護老人福祉施設(小規模な特別養護老人ホーム) ◇小規模多機能型居宅介護 ◇夜間対応型訪問介護

◇印については、介護予防を目的としたサービスも提供している。